



このハガキは **詐欺** です！！

現在、「総合消費料金未納分訴訟最終通知書」や「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」等と記載された詐欺ハガキが、県内各地に送られています。

今月に入り、詐欺ハガキに書かれていた連絡先に電話をかけ、詐欺被害に遭うケースが4件発生しています。

身に覚えのない訴訟に関するハガキは「詐欺」と疑い、安易に電話をかけたりせず、まずはお近くの警察または消費生活相談窓口まで連絡（相談）してください。

総合消費料金未納分訴訟最終通知書

訴訟番 そ■■■

この度御通知致しましたのは、貴方の未納されました総合消費料金について契約会社、ないしは運営会社から民事訴訟として訴状の提出をされました事を御通知致します。以降、下記に設けられた裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。このまま御連絡なき場合には、原告側の主張が全面的に受理され裁判後の処置として給与の差し押さえ及び動産物、不動産物の差し押さえを執行官の立会いのもと強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による「執行証書」の交付を承諾して頂くようお願いすると同時に債権譲渡証明書を一通郵送させていただきますので、ご了承下さい。民事訴訟及び、裁判取り下げ等の御相談に關しましては当局にて受け賜っておりますので職員までお問合せ下さい。尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護の為、必ず御本人様から御連絡頂きますようお願い申し上げます。以上を持ちまして、最終通達とさせていただきます。

裁判取り下げ最終期日 平成29年12月●日
民事訴訟管理センター
〒102-8688
東京都千代田区九段南1-■■■■
消費者相談窓口 03-■■■■
受付時間 9:00～20:00

【事例】「総合消費料金未納分訴訟最終通知書」という身に覚えのないハガキが届いたので、書かれていた連絡先に電話をしたところ、最終的には弁護士を名乗る男に、電子マネー130万円分を騙し取られた。

「総合消費料金未納分訴訟最終通知書」と書かれたハガキが届いた。ハガキには、「連絡なき場合は原告側の主張が全面的に受理され、裁判の処置として給与の差押えをする。」と記載があった。

裁判取り下げ最終期日が迫っていたので、ハガキに書かれている連絡先に電話したところ、「心配しなくてもいい。弁護士を紹介するので、そこに電話しなさい。」と言われ電話番号を教えられた。

教えられた弁護士に連絡すると、コンビニで電子マネーのプリペイドカードを30万円分用意するように言われ、言われたとおりに購入してカードに書いてある番号を連絡した。

後刻、弁護士から電話があり、「大変なことになっている。相手が裁判を取り下げないと言っている。未納金は150万円だ。お金を準備してくれなければ、あなたの弁護はできない。いくら用意できるか。」と言われたので、さらに100万円分のプリペイドカードを購入し、カードの番号を連絡した。

その後、連絡が付かなくなったので警察に相談し、詐欺に遭っていることがわかった。